

# 公共交通機関で通学している 高校生以上の交通費を助成します

子育て環境の充実の一環として、子育て世帯の経済的負担を軽減し、淡路市に定住する人口の増加と地域の活性化を図るため、公共交通機関で通学する高校生、大学生、専門学校生等の交通費を助成します。

## 申請受付期間

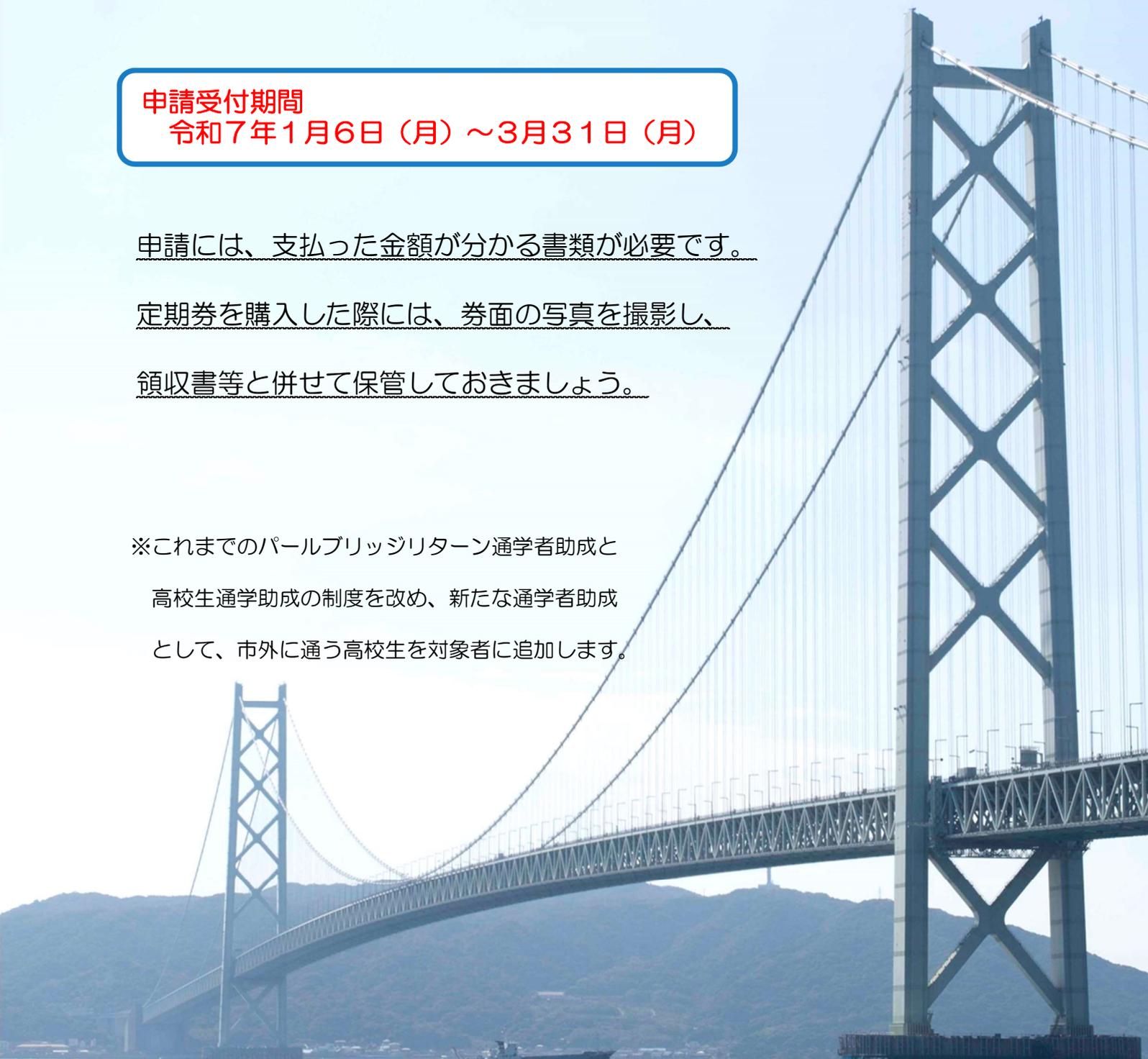
令和7年1月6日（月）～3月31日（月）

申請には、支払った金額が分かる書類が必要です。

定期券を購入した際には、券面の写真を撮影し、

領収書等と併せて保管しておきましょう。

※これまでのパールブリッジリターン通学者助成と  
高校生通学助成の制度を改め、新たな通学者助成  
として、市外に通う高校生を対象者に追加します。



# 淡路市通学者助成事業

## 助成対象者(以下のすべてに該当すること)

- ・淡路市に住民登録があること
- ・公共交通機関を利用して高校、大学、専門学校等へ通学していること
- ・世帯の全員が令和5年度の淡路市税を滞納していないこと
- ・他の公的制度による通学費の助成を受けていないこと

## 助成対象期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)

## 助成額

- ①淡路市内の高校へ通う学生・・・通学用定期券購入費の全額  
(あわ神・あわ姫バス、鮎原線、縦貫線等)  
※回数券の購入費用は対象になりません。
- ②淡路市外の学校へ通う学生・・・通学に係る交通費の1/3(上限5万円)  
※回数券の購入費用も対象になります。  
高速舞子または明石港から各学校までの交通費は対象になりません。

## 申請受付期間

令和7年1月6日(月)から令和7年3月31日(月)

## 申請に必要な書類

- ・淡路市通学者助成金交付申請書
- ・在学を証する書面の写し(学生証、生徒証等)
- ・助成金の対象となる交通費が分かる書類の写し  
(乗車区間、利用者氏名、金額が明記された定期券、回数券の領収書等)  
※定期券を購入した際には、定期券面の写真を撮影しておいてください。
- ・助成金の振込先の口座が分かる書類の写し(通帳のカナ名義のページ)



## その他

制度の詳細については、淡路市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.awaji.lg.jp/soshiki/kikaku/45560.html>

## 問合せ先

淡路市企画情報部 まちづくり政策課  
〒656-2292 淡路市生穂新島8番地  
電話：0799-64-2506 | P：050-7105-5006

